

京都府公立大学法人会計規則(平成20年4月1日京都府公立大学規則第2号)第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年11月13日

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
サージカルリネン賃貸借業務
- (2) 賃貸借物品の名称及び予定数量  
ア オペ台シート  
予定数量 : 260/月 × 60箇月 = 15,600 枚  
イ ソフトカバー  
予定数量 : 200/月 × 60箇月 = 12,000 枚
- (3) 賃貸借物品の仕様  
別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間  
令和8年1月1日から令和12年12月31日まで(60箇月)
- (5) 履行場所  
京都府立医科大学附属北部医療センター

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地  
京都府立医科大学附属北部医療センター内  
京都府立医科大学 事務局 北部経営企画課  
電話/FAX番号 0772-46-3371 (代表)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間  
令和7年11月13日(木)から令和7年11月26日(水)までとする。  
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)  
また、交付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
(正午から午後1時までを除く。)

## 3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)  
ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又はその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (4) 京都府公立大学法人における物品買入等契約に係る取引停止等の措置要領第3条による取引停止中の者

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 京都府の令和5・6・7年度の物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格を得ている者。  
なお、当該資格を有しない者については、5(4)に定める書類を提出の上、確認を受け、資格を有すると認定された者であること。
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者。
- (3) 病院等施設において、当該物品又は同等の品質を有する同規格の物品の賃貸借業務について相当の実績を有する者であること。
- (4) 医療関連サービスマーク認定制度における院外滅菌消毒業務の認定を受けていること。

#### 5 参加資格の審査手続

資格審査を受けようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）及び確認書類を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間 2(2)に同じ
- (2) 提出場所 2(1)に同じ
- (3) 提出方法 (1)の期間内に(2)の場所に申請書等を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法を利用し、(1)の期間内に必着すること。
- (4) 確認書類

申請書には、日本語で記載された次に掲げる書類を添付すること。

ただし、京都府における物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格を有する者は、当該資格審査結果通知書（以下「京都府入札参加資格確認通知書」という。）の写しを提出することにより、アからエに掲げる資料の添付を省略することができる。

ア 法人にあつては、商業登記簿謄本及び定款の写し、個人にあつては、その者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書。（証明日から3ヶ月以内のもの）

イ 府税納税証明書（滞納がないことの証明、発行後3ヶ月以内の正本）

- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（未納税額のない証明、発行後3ヶ月以内の正本）
  - エ 法人にあつては、申請締切日の直前営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書）、個人にあつては、直前の事業年度に係る所得税の確定申告書の写し
  - オ 権限を営業所長等に委任する場合にあつては委任状（第3号様式）
  - カ 営業実績調書（第2号様式）
  - キ 医療関連サービスマーク認定証書（院外滅菌消毒業務）の写し
- (5) その他  
申請書等の作成等に要する経費は申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 6 参加資格を有する者の名簿への登載  
4について参加資格を有すると認定された者は、京都府立医科大学附属北部医療センターサージカルリネン賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。
- 7 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、申請書を提出した者に別途通知する。
- 8 参加資格の有効期間  
参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。  
ただし、資格確認の申請にあたり5(4)の規定により、資料の添付を省略した場合においては、参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日又は当該京都府入札参加資格確認通知書に記載された有効期間の終了する日のいずれか早い日までとする。
- 9 入札手続等
- (1) 入札方法  
持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 日時及び場所  
ア 日時 令和7年12月9日（火） 午後2時30分  
イ 場所 与謝郡与謝野町字男山481番地  
京都府立医科大学附属北部医療センター内 地域医療センター（本館3階）
- (4) 入札書に記載する金額  
入札書に記載する金額は税抜きとし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とすること。）  
また、入札書に記載する金額には、輸送費等納入場所への渡しに要する一切の経費を含めること。
- (5) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 3に該当する者のした入札及び4に掲げる資格のない者のした入札  
イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札  
ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札  
エ 同じ入札に2以上の入札をした者のした入札  
オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札  
カ 5に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開

札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

キ 1 (1) 及び(2)に掲げる賃貸借物品の数量及び仕様書の条件を満たさない物品により入札をした者のした入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ケ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府公立大学法人契約管理要綱第6条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

## 10 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

## 12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府公立大学法人契約管理要綱第31条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

## 11 入札の延期又は中止

(1) 必要があると認めるとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、又は中止することができるものとする。

(2) 入札の延期等の措置を講じる場合は、電話、FAX等により必要な事項を連絡するものとする。

(3) 入札を延期したときは、受領した入札書等を延期後の開札まで厳重に保管するものとし、入札を中止したときは不正な行為等により入札を中止した場合を除き、速やかに入札書等を、当該入札参加者に返却するものとする。

## 13 その他

(1) この入札の実施については、1から12までに定めるもののほか、京都府公立大学法人会計規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。